

# I 一般会計および特別会計の状況

## 1 令和5年度決算の概要

### 一般会計決算の概要

#### ○決算規模

令和5年度の当初予算は6,582億5,000万円、前年度に比べ142億2,000万円増加しましたが、新型コロナウイルス感染症に対応する経費が減少したことなどから、決算額は、歳入・歳出ともに減少し、3年ぶりに6,000億円台となりました。

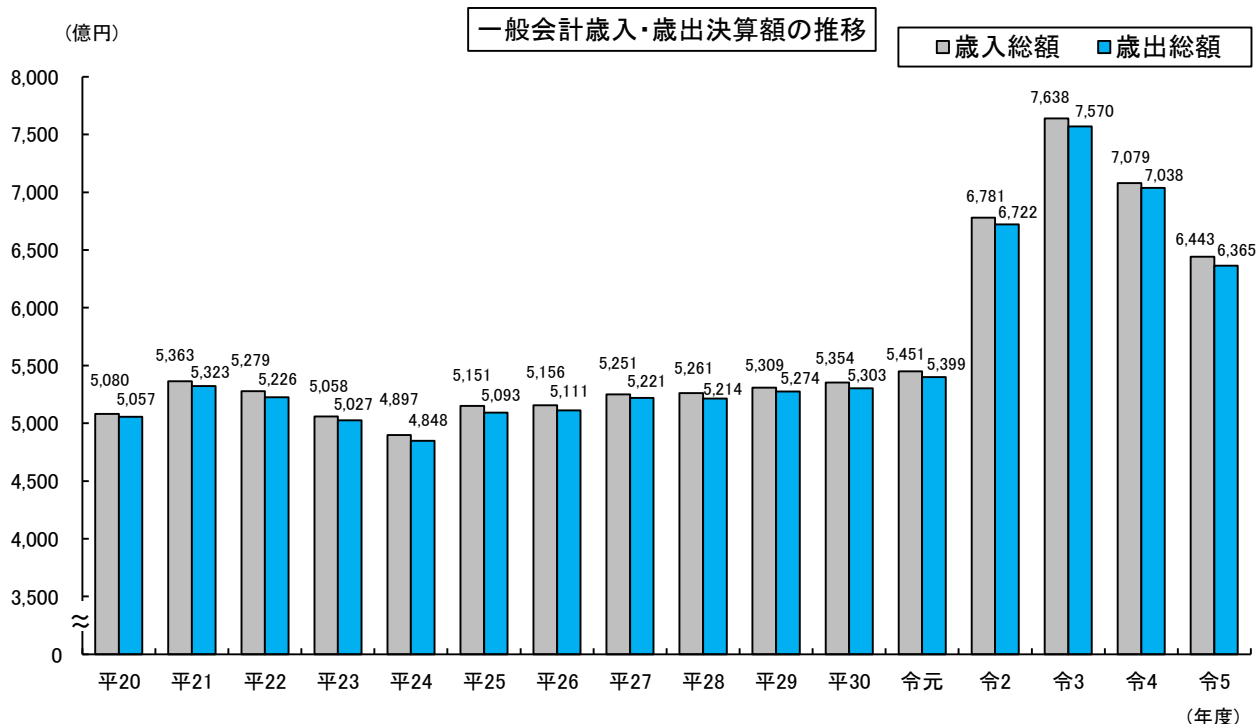
#### ○歳入決算額

県税は、世界経済の減速に伴う製造業の不振により法人二税は減少となったものの、賃金上昇による所得の増加や、株式市場の相場上昇による株式の譲渡益の増大等により個人県民税が増加したことなどから、県税全体で前年度から増加しました。

一方、国庫支出金は、感染症対策費国庫補助金や生活福祉資金貸付事業推進費国庫補助金の減少などにより、財産収入は、財産売払収入の減少などにより、それぞれ減少しました。歳入決算額としては、前年度に比べ635億7,734万1千円減少し、6,443億420万6千円となりました。

#### ○歳出決算額

「滋賀県行政経営方針 2023-2026」に基づき、財政健全化の取組を進めました。歳出決算額は、新型コロナウイルス感染症に対応するための感染症対策費や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施した事業者支援事業や観光振興事業のほか、中小企業振興資金貸付金などが減少したことなどから、前年度に比べ672億8,289万1千円減少し、6,365億3,700万7千円となりました。



## (1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、77 億 6,719 万 9 千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、9 億 2,130 万円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると1.5%の増となり、令和5年度単年度の収支額は、1,397 万 9 千円のプラスとなっています。

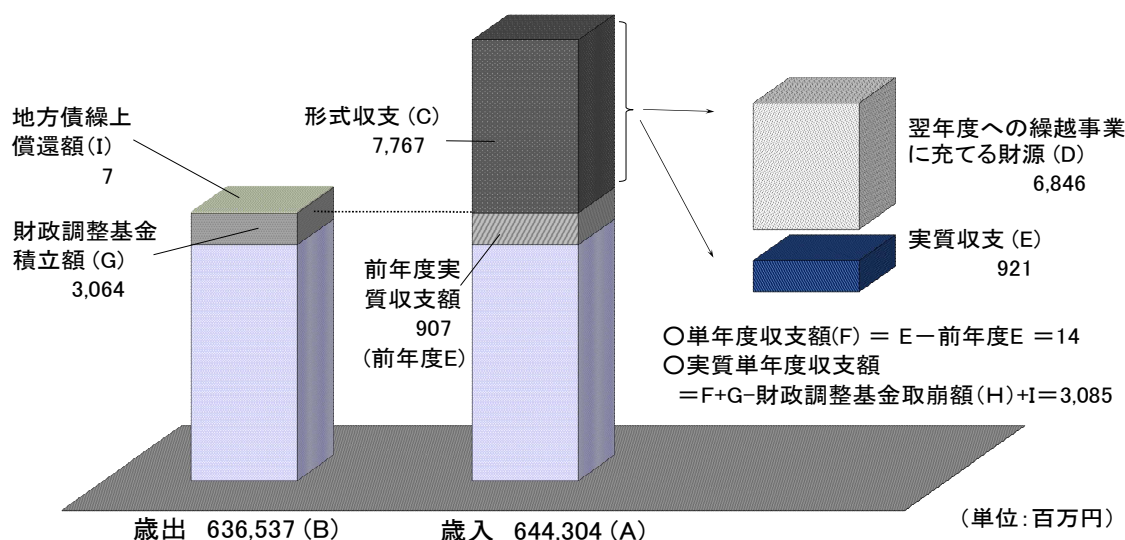
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、30 億 8,477 万 5 千円のプラスとなっています。

### ●令和5年度一般会計決算

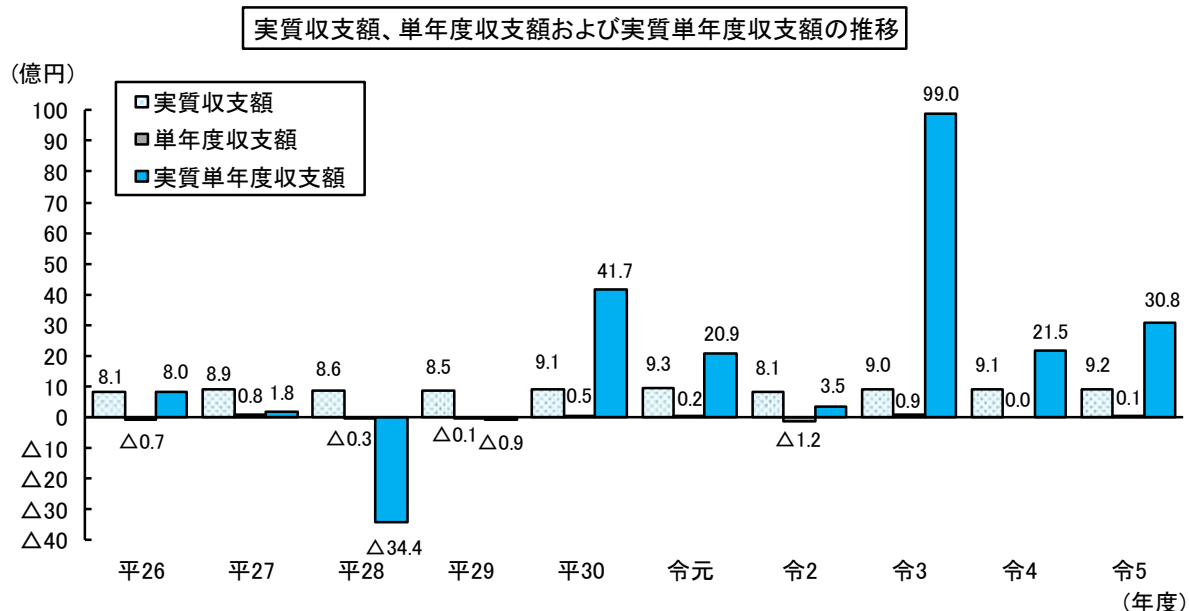
(単位：千円・%)

| 区 分                | 令 和 5 年 度   |        | 令 和 4 年 度   |        |
|--------------------|-------------|--------|-------------|--------|
|                    | 決 算 額       | 対前年度比率 | 決 算 額       | 対前年度比率 |
| 歳 入 総 額 A          | 644,304,206 | 91.0   | 707,881,547 | 92.7   |
| 歳 出 総 額 B          | 636,537,007 | 90.4   | 703,819,898 | 93.0   |
| 歳入歳出差引額 (A-B) C    | 7,767,199   | 191.2  | 4,061,649   | 59.7   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D      | 6,845,899   | 217.0  | 3,154,328   | 53.4   |
| (内訳) 繰越明許費         | 6,790,950   | 221.7  | 3,062,493   | 52.3   |
| 事故繰越               | 54,949      | 59.8   | 91,835      | 207.5  |
| 支払繰延               | —           | —      | —           | —      |
| 実質収支額 (C-D) E      | 921,300     | 101.5  | 907,321     | 100.4  |
| 単年度収支額 (E-前年度のE) F | 13,979      |        | 4,013       |        |
| 財政調整基金積立額 G        | 3,064,209   | 662.6  | 462,462     | 4.7    |
| 財政調整基金取崩額 H        | —           | 皆減     | 3,770,209   | 皆増     |
| 地方債繰上償還額 I         | 6,587       | 0.1    | 5,449,822   | 皆増     |
| 実質単年度収支額 (F+G-H+I) | 3,084,775   |        | 2,146,088   |        |

### 【令和5年度収支の状況】

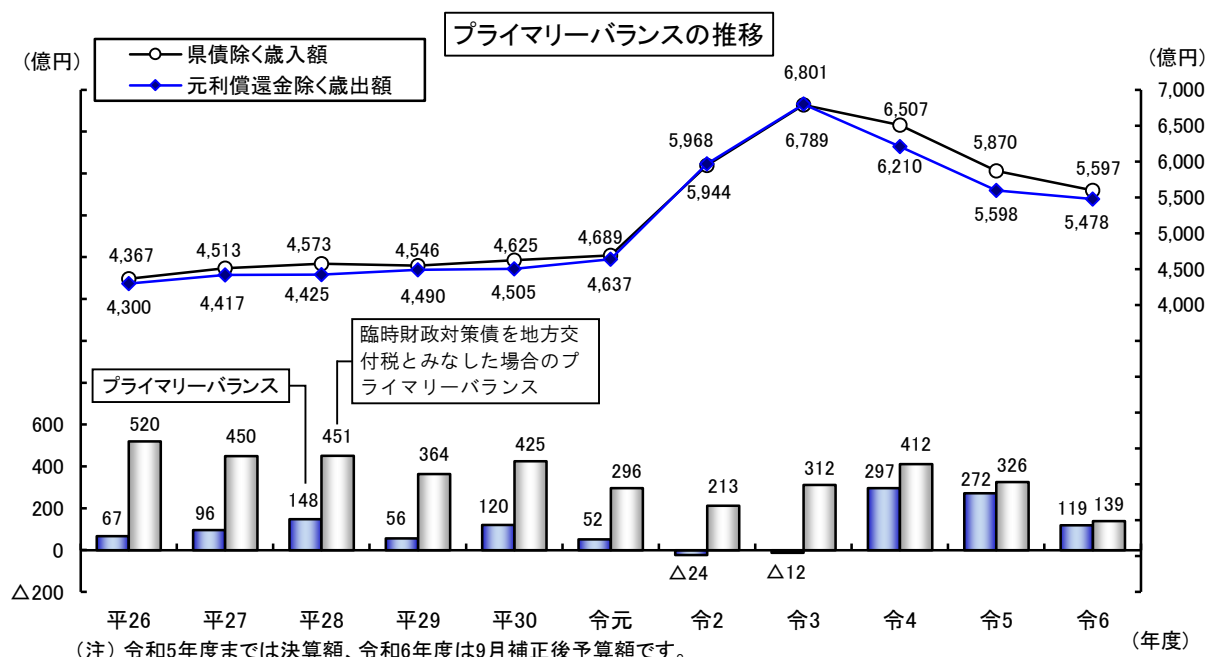


収支状況の推移を見ると、これまで行政経営方針等に基づき、歳入確保や歳出削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。また、令和5年度は、6年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。



プライマリーバランスは、県債以外の歳入で、県債元利償還金を除いた歳出をまかなえるかどうかを示す基礎的財政収支のことで、これが黒字であれば財政の中長期的な持続可能性を保つことができるとされており、令和元年度まではプラスが続いていました。

令和2年度は県税収入の減少などにより、令和3年度は県税収入が増加したものの臨時財政対策債の増加などによりマイナスに転じましたが、令和4年度以降は県税収入の増加と臨時財政対策債の減少などによりプラスとなっています。



## (2) 歳入決算額

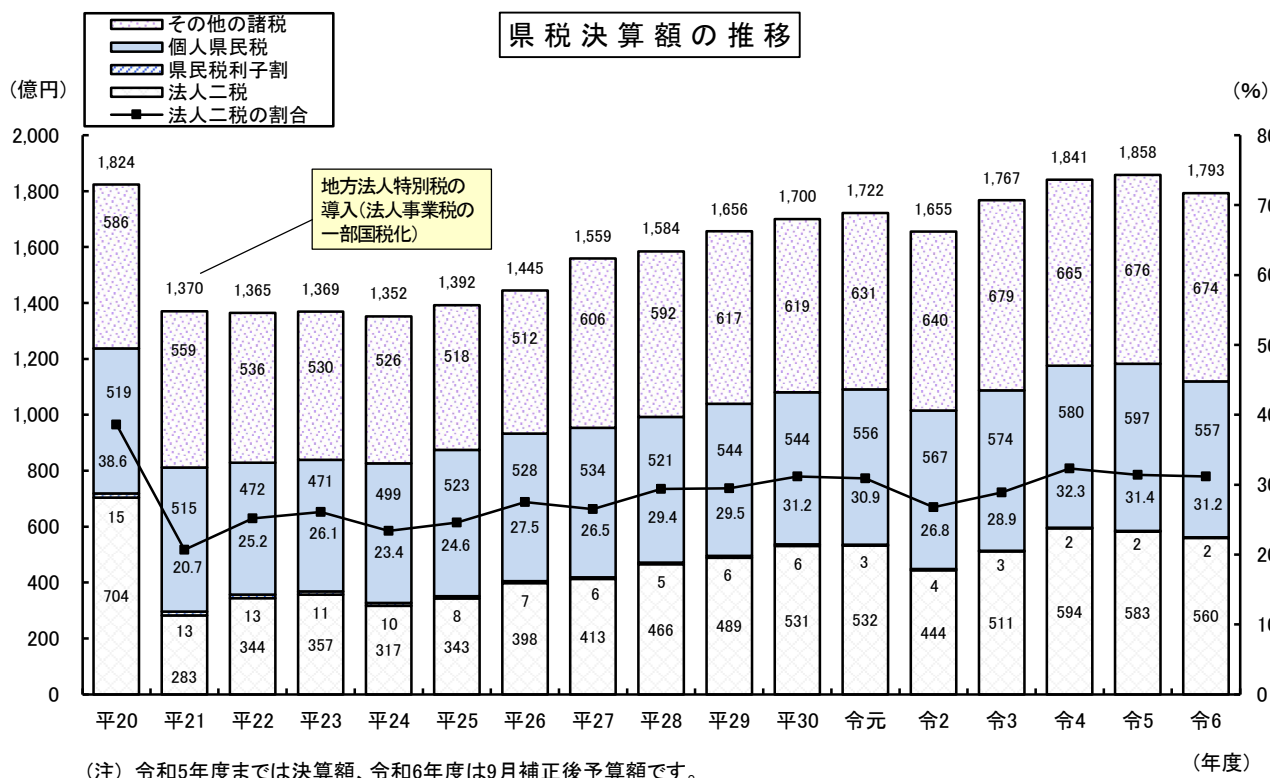
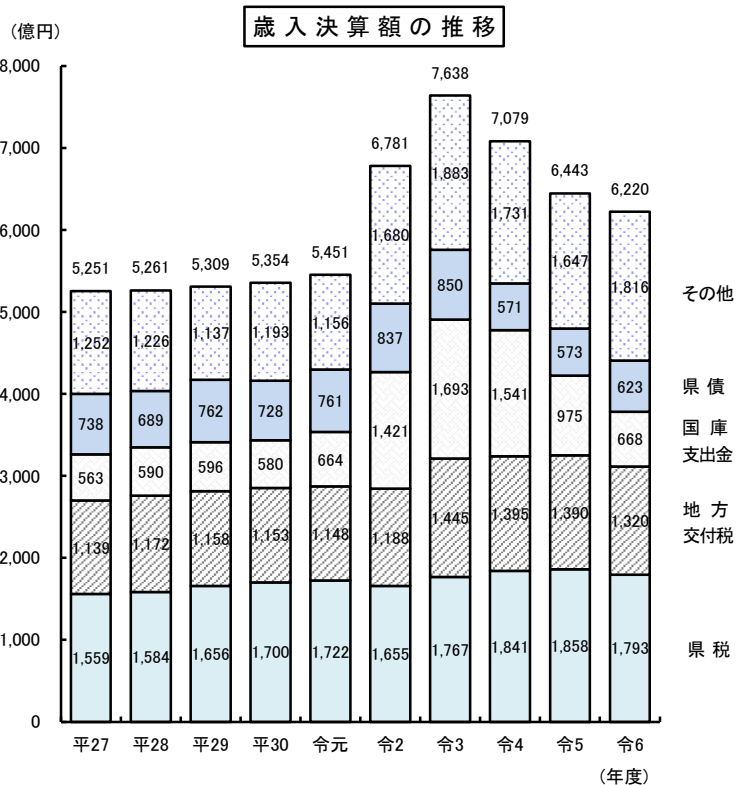
### ○県税

令和5年度の我が国の経済は、30年ぶりとなる高水準の賃金上昇が輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費は力強さを欠いた状態が続いているものの、企業の高い投資意欲など経済には前向きな動きが見られ、実質GDP成長率はプラスとなりました。

本県では、世界経済の減速に伴う製造業の不振により、法人二税が前年度に比べて、11億4,777万6千円、1.9%減の582億8,634万9千円となりました。

一方で、賃金上昇による所得の増加や、株式市場の相場上昇による株式の譲渡益の増大等により、個人県民税が前年度に比べて、17億4,995万5千円、3.0%増の597億3,227万8千円となりました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、16億8,942万円、0.9%増の1,858億282万2千円となりました。



## ○地方譲与税

特別法人事業譲与税が増加したことなどから、前年度に比べ 1 億 1,634 万円、0.4%増の 286 億 2,431 万 8 千円となりました。

## ○地方交付税

普通交付税が減少したことなどから、前年度に比べ 5 億 2,466 万 1 千円、0.4%減の 1,389 億 7,426 万 3 千円となりました。

## ○国庫支出金

感染症対策費国庫補助金や生活福祉資金貸付事業推進費国庫補助金などの減少により、前年度に比べ 565 億 1,005 万 1 千円、36.7%減の 975 億 4,595 万 2 千円となりました。

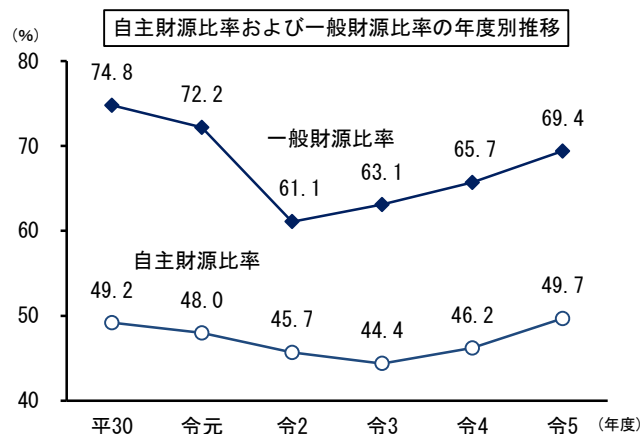
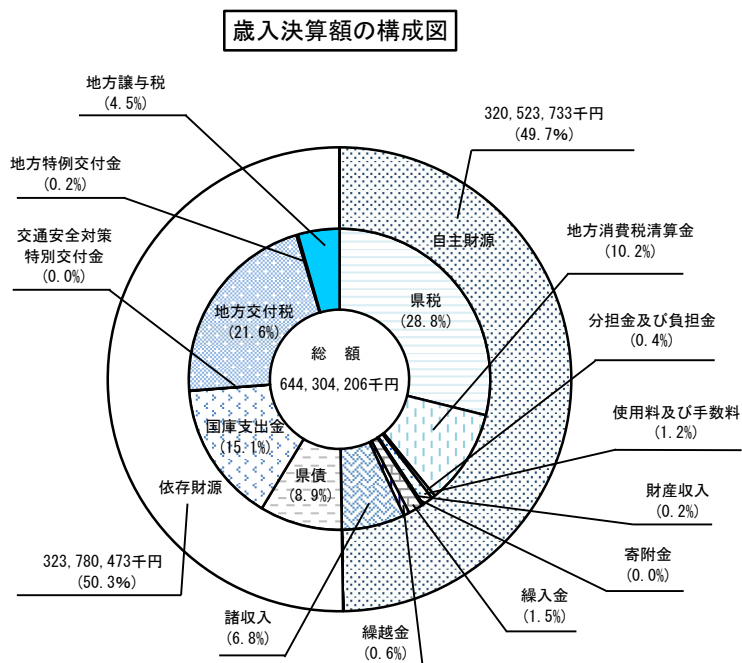
## ○県債

地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ 61 億 4,540 万円、53.4%減少したものの、臨時財政対策債以外の県債は、62 億 7,040 万円、13.7%増加したことから、全体では 1 億 2,500 万円、0.2%増の 572 億 6,380 万円となりました。

## ○一般財源比率と自主財源比率

県税等が前年度に比べ増加したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度から 3.7 ポイント上昇し、69.4%となりました。

また、国庫支出金等の依存財源が減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、3.5 ポイント上昇し、49.7%となりました。

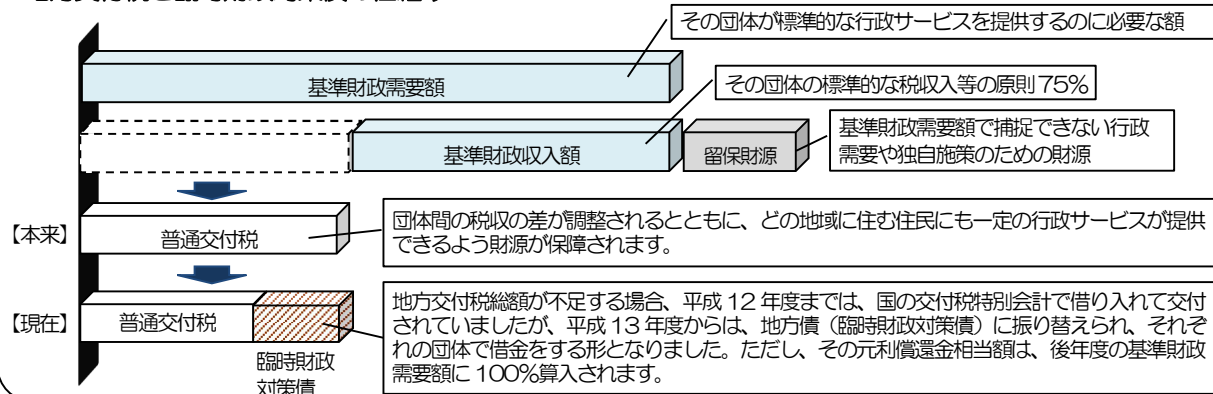


付表 第1表 令和5年度一般会計歳入決算状況 → 56 ページ

第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 56 ページ

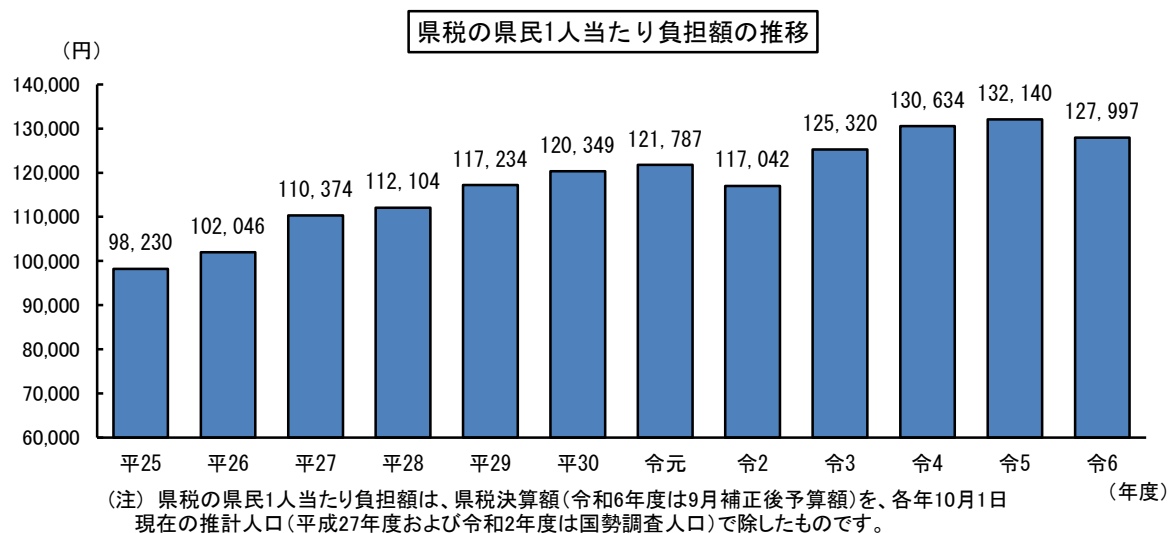
## 説明

### 地方交付税と臨時財政対策債の仕組み

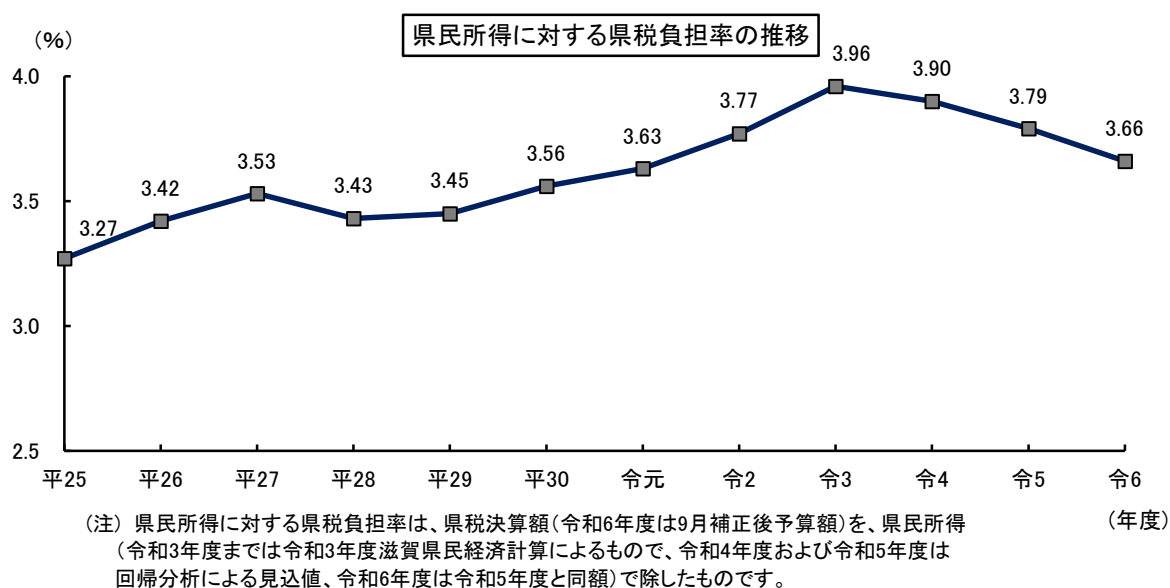


## 県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県の人口で割ると、令和5年度決算額で132,140円となります。世界経済の減速に伴う製造業の不振等により法人二税が減収となる一方で、労働者の賃金上昇による所得の増加や株式市場の相場上昇による株式の譲渡益の増大等により、個人県民税が増収となったことなどから、前年度を上回る水準となっています。



また、県民所得に対する県税負担率は、近年、県税決算額の増加に伴い上昇傾向にありましたが、令和5年度決算では、県民所得が伸びたことから、前年度と比べると0.11ポイント低下しています。



付表 第3表 令和4年度～令和6年度県税収入状況 → 57 ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 58 ページ

### (3) 歳出決算額

令和5年度は、世界的な社会構造の変化の中、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指していく必要があることから、「健康しが」実現のため社会の変化や課題に適切に対応する施策構築、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等への対応、財政健全化の推進、業務見直しの推進という4つの基本的な方向性により当初予算を編成するとともに、必要な事業に機動的に取り組みました。歳出規模としては、新型コロナウイルス感染症に対応する経費の減少などにより、3年ぶりに6,000億円台となっています。

#### 目的別決算額

■目的別に見ると、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金の積立金や新型コロナウイルス感染症への対応に伴う経費の減などにより、文化スポーツ費で32.9%、健康医療福祉費で24.1%、商工観光労働費で21.0%減少しています。

■決算額の構成比は、教育費が全体の19.7%（前年度18.1%）を占め、以下、健康医療福祉費19.6%（同23.4%）、土木交通費13.0%（同12.3%）、公債費12.1%（同11.8%）と続いています。

#### ○総合企画費

県立高等専門学校整備運営基金やCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金の積立金の減少などにより、34億3,759万5千円、19.5%の減となりました。

#### ○文化スポーツ費

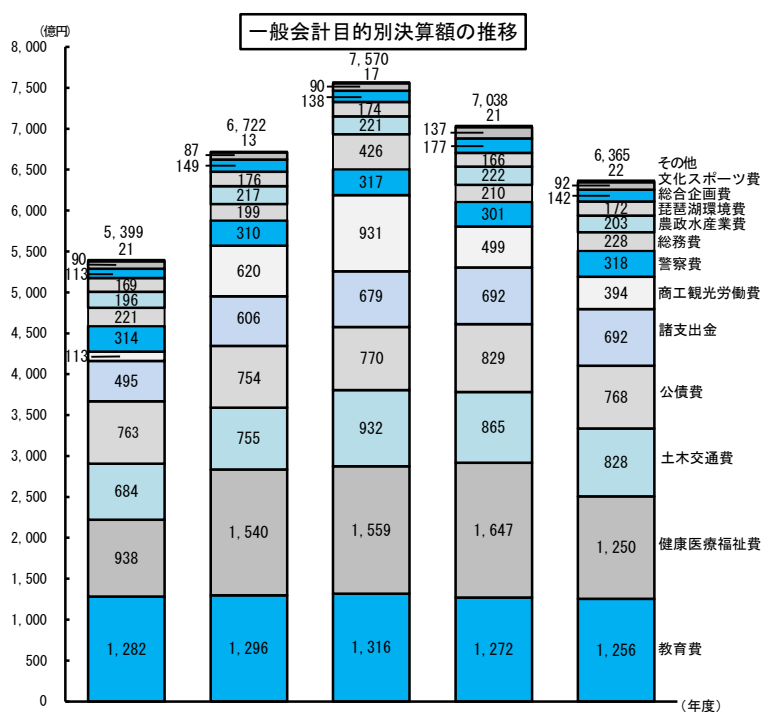
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金の積立金の減少などにより、45億325万5千円、32.9%の減となりました。

#### ○健康医療福祉費

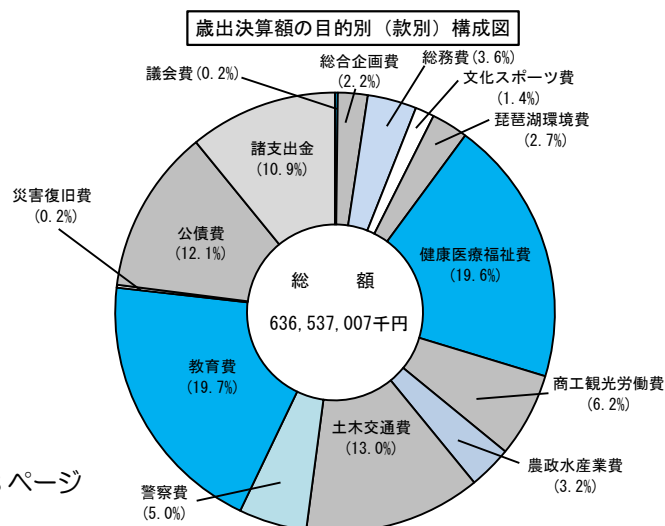
新型コロナウイルス感染症に対応するための感染症対策費の減少などにより、396億3,017万9千円、24.1%の減となりました。

#### ○商工観光労働費

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施した事業者支援事業や観光振興事業のほか、中小企業振興資金貸付金の減少などにより、104億9,142万2千円、21.0%の減となりました。



(注) 本グラフは、各年度の款別決算額により作成しています。



## 性質別決算額

- 扶助費や公債費の減少などにより義務的経費の歳出額は、前年度に比べ 4.8%の減となったものの、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う経費の減少などにより歳出決算規模が大幅に縮小したことから、義務的経費の構成比は前年度に比べ、2.0 ポイント増加して、39.1%となりました。
- 投資的経費については、彦根総合スポーツ公園整備事業が令和4年度に概ね完了したことなどにより普通建設事業費が減少したことなどから、前年度に比べ 5.2%の減となりました。
- その他の経費については、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う経費が減少したことなどから、前年度に比べ 14.8%の減となりました。

## ○普通建設事業費

彦根総合スポーツ公園整備事業が令和4年度に概ね完了したことなどにより、前年度に比べ 59 億 568 万 8 千円、5.4%の減となりました。

- ① 補助事業費：彦根総合スポーツ公園整備事業が令和4年度に概ね完了したことなどにより、前年度に比べ 66 億 2,551 万 5 千円、9.4%の減となりました。
- ② 単独事業費：スポーツ施設やびわ湖ホールの整備に伴う経費の減少などにより、前年度に比べ 25 億 8,095 万 1 千円、7.8%の減となりました。
- ③ 国直轄事業負担金：国直轄道路事業費負担金の増加などにより、前年度に比べ 28 億 5,583 万 3 千円、49.2%の増となりました。

## ○災害復旧事業費

令和4年8月の大雨による被害への対応のための事業費が増加したことにより、8,183 万円、9.0%の増となりました。

## ○補助費等

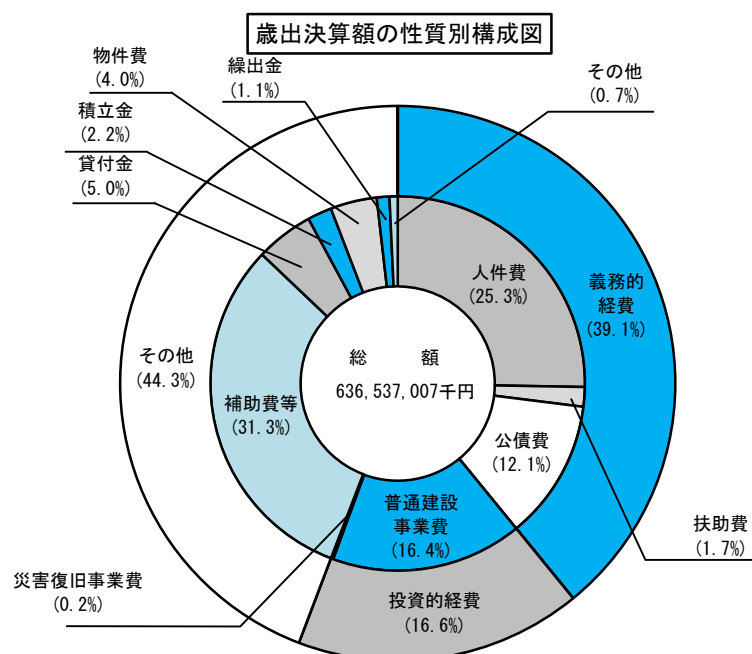
新型コロナウイルス感染症への対応に伴う病床確保支援事業費補助金の減少などにより、372 億 3,021 万 4 千円、15.7%の減となりました。

## ○貸付金

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う中小企業振興資金貸付金の減少などにより、17 億 7,873 万円、5.3%の減となりました。

## ○物件費

宿泊療養・自宅療養体制確保事業など新型コロナウイルス感染症への対応に伴う経費の減少などにより、100 億 4,611 万 2 千円、28.1%の減となりました。



## 消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分の活用状況 (令和5年度決算)

社会保障と税の一体改革により、消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に活用することとしています。  
令和5年度決算における状況は次のとおりです。

### 引上げ分の地方消費税収が充当される社会保障関係施策に要する経費

|    |             |            |
|----|-------------|------------|
| 歳入 | 引上げ分の地方消費税収 | 18,330 百万円 |
|----|-------------|------------|

※社会保障財源化分の市町への交付金を除いています。

|    |              |            |
|----|--------------|------------|
| 歳出 | 社会保障施策に要する経費 | 81,494 百万円 |
|----|--------------|------------|

(内訳)

(単位：千円)

| 分野       | 事業区分              | 経費         | 財 源 内 訳          |                 |            |
|----------|-------------------|------------|------------------|-----------------|------------|
|          |                   |            | 特定財源<br>(国庫補助金等) | 一 般 財 源         |            |
|          |                   |            |                  | 引上げ分の<br>地方消費税① | その他        |
| 社会<br>福祉 | 児 童 福 祉 事 業       | 16,055,341 | 1,335,035        | 6,381,534       | 8,338,772  |
|          | 障 害 者 福 祉 事 業     | 13,371,822 | 1,193,590        | 1,809,573       | 10,368,659 |
|          | 高 齢 者 福 祉 事 業     | 1,691,341  | 665,376          | 515,214         | 510,751    |
|          | 生 活 保 護 事 業       | 1,175,346  | 768,090          | 63,155          | 344,101    |
|          | 母 子 福 祉 事 業       | 367,272    | 154,117          | 30,563          | 182,592    |
|          | 低 所 得 者 支 援 事 業   | 219        | 133              | 12              | 74         |
|          | そ の 他             | 136,431    | 3,444            | 19,068          | 113,919    |
|          | 小 計               | 32,797,772 | 4,119,785        | 8,819,119       | 19,858,868 |
| 社会<br>保険 | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 | 17,852,093 | 121,931          | 3,044,238       | 14,685,924 |
|          | 介 護 保 険 事 業       | 16,573,635 | 0                | 3,198,958       | 13,374,677 |
|          | 国 民 健 康 保 険 事 業   | 10,855,676 | 0                | 2,470,096       | 8,385,580  |
|          | 小 計               | 45,281,404 | 121,931          | 8,713,292       | 36,446,181 |
| 保健<br>衛生 | 感染症その他の疾病予防対策     | 2,649,840  | 1,326,667        | 573,766         | 749,407    |
|          | 医 療 に 係 る 施 策 事 業 | 670,485    | 446,522          | 223,363         | 600        |
|          | そ の 他             | 94,775     | 91,112           | 525             | 3,138      |
|          | 小 計               | 3,415,100  | 1,864,301        | 797,654         | 753,145    |
| 合 計      |                   | 81,494,276 | 6,106,017        | 18,330,065      | 57,058,194 |

#### ○上記①のうち、社会保障施策の充実に充当した地方消費税額（引上げ分）

8,237,072 千円

＜主な施策の内容＞

|                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| ・子ども・子育て支援新制度への移行に伴う経費        | 4,419,637 千円 |
| ・地域医療介護総合確保事業に要する経費           | 555,952 千円   |
| ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充に要する経費 | 1,068,679 千円 |
| ・国民健康保険への財政支援の拡充に要する経費        | 140,409 千円   |
| ・難病・小児慢性特定疾患にかかる助成制度に要する経費    | 423,703 千円   |
| ・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に要する経費    | 334,727 千円   |
| ・新しい経済政策（保育士等の処遇改善等）に要する経費    | 272,515 千円   |

#### ○上記①のうち、社会保障施策の安定化に充当した地方消費税額（引上げ分）

10,092,993 千円

|                                                                |              |
|----------------------------------------------------------------|--------------|
| ・社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費<br>(介護保険給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金など) | 9,550,430 千円 |
| ・消費税および地方消費税の税率引上げに伴う社会保障経費の増（公経済負担分）                          | 542,563 千円   |

## 特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は2,464億44万4千円、歳出決算額は2,439億458万2千円で、歳入歳出差引額は24億9,586万2千円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

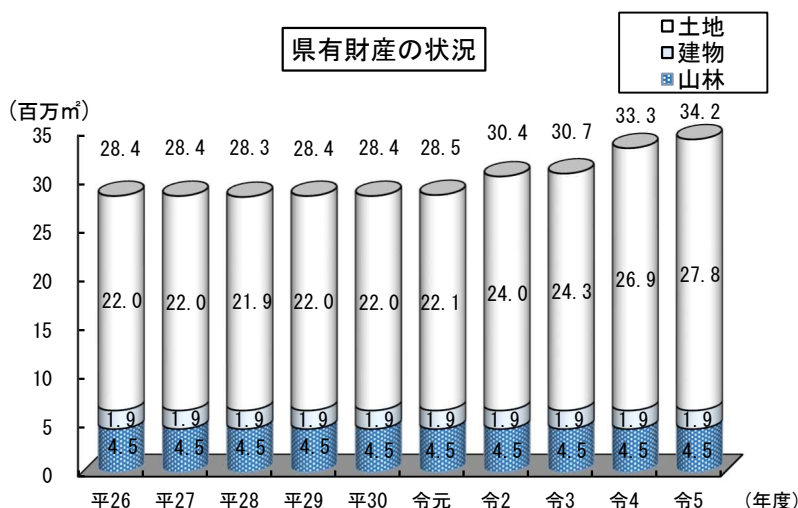
| 会 計             | 決 算 概 要                                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町振興資金貸付事業      | 市町の振興を図るため、市町の行う公共施設等の整備事業に対して1,010万円を貸し付け、2億3,695万6千円の償還を受けました。                                            |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業  | ひとり親家庭の父母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、92件、4,823万9千円を貸し付けました。                    |
| 中小企業支援資金貸付事業    | 中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、1億5,748万8千円の償還を受けました。                                                  |
| 林業・木材産業改善資金貸付事業 | 木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として1億1,000万円を貸し付けました。                                                        |
| 公債管理            | 県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,234億9,624万1千円の元利償還等を行いました。                                  |
| 国民健康保険事業        | 国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施等を図るため、医療費（保険給付に必要な費用）として916億3,616万4千円を支出するとともに、国民健康保険運営方針に基づき、保健事業の推進と医療費の適正化などに取り組みました。 |

付表 第7表 令和5年度特別会計歳入歳出決算状況 → 60ページ

## 県有財産の状況

県は、県民のみなさんに利用していただくための文化施設や社会福祉施設、学校、公園などの土地や建物のほか、山林、有価証券などの財産を所有しています。

令和6年3月31日現在の県有財産は、土地2,780万3千㎡、建物189万4千㎡、基金1,194億4,954万円などとなっています。



付表 第16表 県有財産現在高状況（令和6年3月31日現在） → 67ページ

## 普通会計決算の概要

### ○決算収支の状況

令和5年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて633億4,555万6千円減の6,203億8,562万4千円、歳出が670億918万2千円減の6,119億7,661万2千円となりました。

実質収支は、前年度に比べて4,122万5千円増の10億9,082万5千円のプラスとなり、実質単年度収支は、31億1,202万1千円のプラスとなりました。

### ●令和5年度普通会計決算

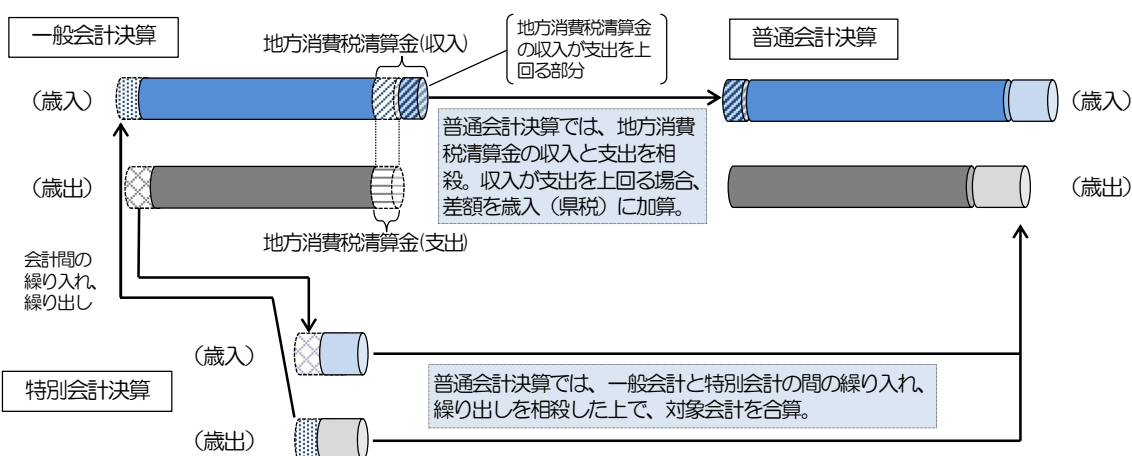
(単位：千円・%)

| 区 分               |   | 令 和 5 年 度   |        | 令 和 4 年 度   |          |
|-------------------|---|-------------|--------|-------------|----------|
|                   |   | 決 算 額       | 対前年度比率 | 決 算 額       | 対前年度比率   |
| 歳 入 総 額           | A | 620,385,624 | 90.7   | 683,731,180 | 92.6     |
| 歳 出 総 額           | B | 611,976,612 | 90.1   | 678,985,794 | 92.9     |
| 歳入歳出差引額 (A-B)     | C | 8,409,012   | 177.2  | 4,745,386   | 63.4     |
| 翌年度へ繰越すべき財源       | D | 7,318,187   | 198.0  | 3,695,786   | 57.5     |
| 実 質 収 支 額 (C-D)   | E | 1,090,825   | 103.9  | 1,049,600   | 99.3     |
| 単年度収支額(E-前年度のE)   | F | 41,225      |        | △ 7,033     |          |
| 財 政 調 整 基 金 積 立 額 | G | 3,064,209   | 662.6  | 462,462     | 4.7      |
| 財 政 調 整 基 金 取 崩 額 | H | —           | 皆減     | 3,770,209   | 皆増       |
| 地 方 債 繰 上 償 還 額   | I | 6,587       | 0.1    | 5,449,822   | 49,993.8 |
| 実質単年度収支額(F+G-H+I) |   | 3,112,021   |        | 2,135,042   |          |

### 説 明

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と10の特別会計のうち公営事業会計として整理する国民健康保険事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものととなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第8表 令和5年度普通会計歳入決算状況 → 60 ページ

第9表 令和5年度普通会計目的別歳出決算状況 → 61 ページ

第10表 令和5年度普通会計性質別歳出決算状況 → 61 ページ

## 財政指標から見た滋賀県財政

### 《令和5年度普通会計決算による財政指標》

|         | 滋賀県    | 全国平均   |
|---------|--------|--------|
| 経常収支比率  | 92.4%  | 92.5%  |
| 実質公債費比率 | 11.3%  | 10.1%  |
| 将来負担比率  | 183.3% | 148.7% |
| 財政力指数   | 0.526  | 0.491  |

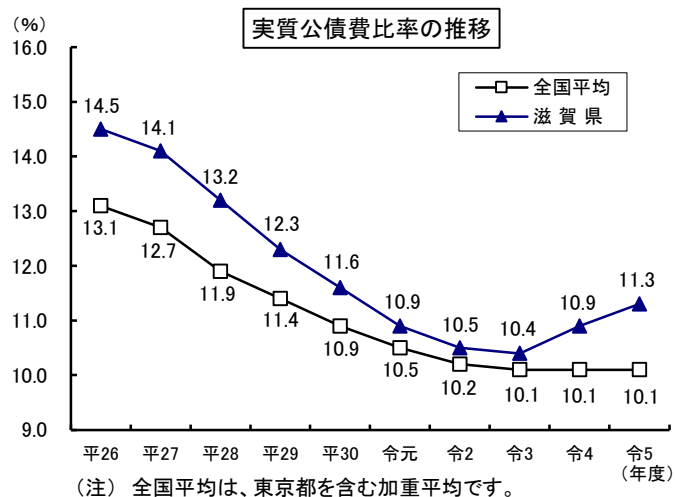
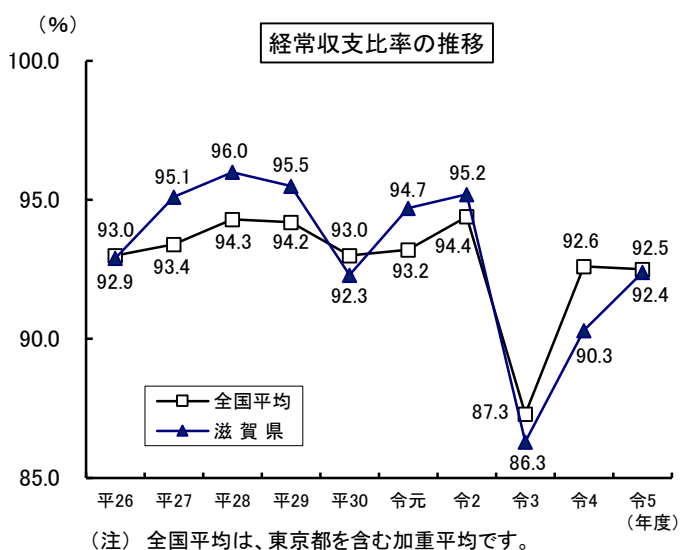
#### ○経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない一般財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

#### ○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が18%未満の団体は、民間資金等を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



#### 説明

##### 一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

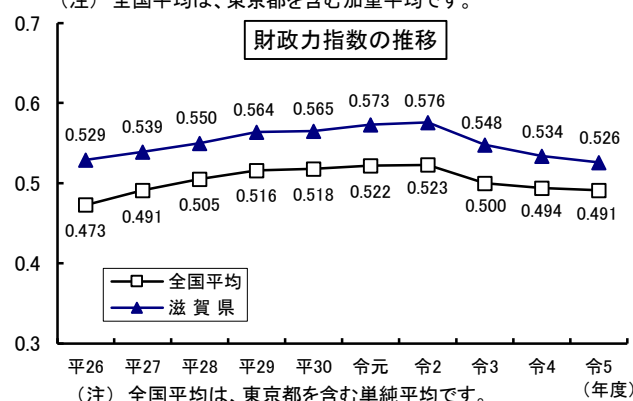
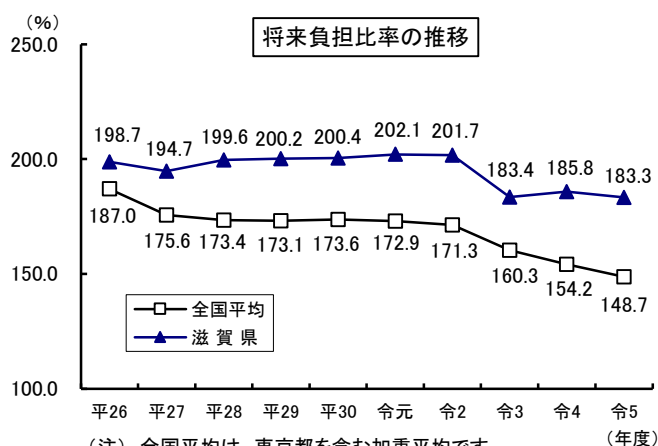
## ○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償等を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

## ○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



## (参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left( \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \right) \text{の3カ年分合計} \times 1/3 \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金（次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。）

B = 元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

※「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰入金、③一部事務組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、⑤一時借入金の利子をいう。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left( \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

・将来負担額：aからjまでの合計額

a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

b = 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入金見込額

d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

e = 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

g = 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

h = 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

i = 連結実質赤字額

j = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：aからhまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$

実質公債費比率などの健全化判断比率については、39ページ以降に詳しく掲載しています。